

議第 40 号

下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例について

下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

令和 2 年 4 月 1 日からの利用終了時間の延長に伴う 16 時 15 分から 17 時までの利用料を規定するため、また、今回の利用料の規定に合わせた利用者区分の廃止と利用料の見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例

下呂市一時的保育事業条例（平成16年下呂市条例第87号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																							
<p>別表（第2条関係）</p> <p>一時的保育利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">1日当たりの利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">8時15分から16時15分まで</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">4時間以下のとき</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4時間を超えるとき</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16時15分から17時まで</td> <td style="text-align: center;">15分当たり（15分に満たない場合は15分とする。）</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> </tbody> </table>	1日当たりの利用料			8時15分から16時15分まで	4時間以下のとき	700円		4時間を超えるとき	1,400円	16時15分から17時まで	15分当たり（15分に満たない場合は15分とする。）	200円	<p>別表（第2条関係）</p> <p>一時的保育利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1日当たりの利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">4時間以下のとき</th> <th style="text-align: center;">4時間を超えるとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3歳未満児</td> <td style="text-align: center;">900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3歳以上児</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1日当たりの利用料		4時間以下のとき	4時間を超えるとき	3歳未満児	900円	1,800円	3歳以上児	600円	1,200円
1日当たりの利用料																								
8時15分から16時15分まで	4時間以下のとき	700円																						
	4時間を超えるとき	1,400円																						
16時15分から17時まで	15分当たり（15分に満たない場合は15分とする。）	200円																						
区分	1日当たりの利用料																							
	4時間以下のとき	4時間を超えるとき																						
3歳未満児	900円	1,800円																						
3歳以上児	600円	1,200円																						

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

利用者からの要望により利用終了時間を16時15分から17時へと延長するため、16時15分以降の利用料について追記するものです。また、3歳未満児の利用者拡大を図り利用料を減額改正し、3歳以上児の利用が皆無に近いため区分を廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 利用料について、「3歳未満児」「3歳以上児」の区分を廃止し利用料金を改正します。また、16時15分から17時までの利用料を追加します。

(別表関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)